

## 第99号議案

### 八王子市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の 基準に関する条例設定について

八王子市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を  
次のとおり設定するものとする。

平成26年9月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

### 八王子市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条 例

#### 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 人員に関する基準（第4条）
- 第3章 設備に関する基準（第5条・第6条）
- 第4章 運営に関する基準（第7条—第39条）
- 第5章 ユニット型指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準
  - 第1節 趣旨及び基本方針（第40条・第41条）
  - 第2節 設備に関する基準（第42条・第43条）
  - 第3節 運営に関する基準（第44条—第51条）
- 第6章 雑則（第52条）

#### 附則

##### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第8  
3号。以下「健康保険法等一部改正法」という。）附則第130条の2第1項

の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等一部改正法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第110条第1項及び第2項の規定に基づき、八王子市における指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、介護保険法において使用する用語の例による。

（基本方針）

第3条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことにより、当該要介護者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立って指定介護療養施設サービスの提供に努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。第41条において同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者への虐待の防止及び早期発見のため、従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、入院患者の権利の保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援するよう努めなければならない。

6 指定介護療養型医療施設は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。

7 指定介護療養型医療施設は、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等

による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）の受注の機会の増大に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 人員に関する基準

（従業者の配置の基準）

第4条 指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）は、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 医師
- (2) 薬剤師
- (3) 栄養士
- (4) 療養病床に係る病室によって構成される病棟（療養病床が病棟の一部である場合は、当該病棟の一部。以下「療養病床に係る病棟」という。）に置くべき看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）
- (5) 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員
- (6) 理学療法士
- (7) 作業療法士
- (8) 介護支援専門員

2 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）は、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 医師
- (2) 療養病床に係る病室に置くべき看護職員
- (3) 療養病床に係る病室に置くべき介護職員
- (4) 介護支援専門員

3 指定介護療養型医療施設（健康保険法等一部改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院であるものに限る。）は、次に

掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 医師
- (2) 薬剤師
- (3) 栄養士
- (4) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員
- (5) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員
- (6) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士
- (7) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者
- (8) 介護支援専門員

4 前3項に規定する従業者の員数は、それぞれ市規則で定める基準を満たさなければならぬ。

### 第3章 設備に関する基準

(設備)

第5条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院又は診療所であるものに限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 機能訓練室
- (2) 談話室
- (3) 食堂
- (4) 浴室

2 前項各号に掲げる設備並びに病室及び廊下については、市規則で定める基準を満たさなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

第6条 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）は、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 生活機能回復訓練室
- (2) デイルーム
- (3) 面会室
- (4) 食堂

(5) 浴室

- 2 前項各号に掲げる設備並びに病室及び廊下については、市規則で定める基準を満たさなければならない。
- 3 前条第3項の規定は、第1項に規定する指定介護療養型医療施設について準用する。

第4章 運営に関する基準

(管理者による管理)

第7条 指定介護療養型医療施設を管理する医師（以下この条及び次条において「管理者」という。）は、同時に他の病院又は診療所を管理する者であってはならない。ただし、医療法第12条第2項に規定する都道府県知事等の許可を受けた場合は、この限りでない。

- 2 管理者は、同時に他の介護保険施設、養護老人ホームその他の社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの施設が同一敷地内にあること等により、当該指定介護療養型医療施設の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(管理者の責務等)

第8条 管理者は、当該指定介護療養型医療施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 3 管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

(計画担当介護支援専門員の責務等)

第9条 前条第2項の規定により施設サービス計画の作成に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 入院の申込みを行っている要介護者（以下「入院申込者」という。）の入院に際し、当該入院申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入院申込者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況その他必要な事項を把握すること。

(2) 入院患者の退院に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

(3) 第34条第2項に規定する苦情の内容等並びに第36条第2項に規定する事故の状況及び処置について記録すること。

2 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入院患者の日常生活全般を支援する観点から、当該指定介護療養型医療施設の所在する地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を施設サービス計画に含めるよう努めるとともに、当該入院患者について、有する能力、置かれている環境等の評価を通じて現に抱える問題点を明らかにし、当該入院患者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での課題を把握しなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する課題の把握（以下この条において「アセスメント」という。）に当たっては、当該入院患者及びその家族に面接を行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を当該入院患者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、入院患者の希望、当該入院患者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、当該入院患者の家族の希望を勘案して、当該入院患者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の課題、指定介護療養施設サービスに係る目標及びその達成時期、内容並びに提供上の留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（医師、看護職員その他の指定介護療養施設サービスの提供に当たる計画担当介護支援専門員以外の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるとともに、当該入院患者又はその家族に対して説明し、文書により当該入院患者の同意を得なければならない。

- 6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入院患者に交付しなければならない。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、当該施設サービス計画についての実施状況の把握（当該入院患者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じ変更を行わなければならない。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。
- 8 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する計画の実施状況の把握（以下この項において「モニタリング」という。）に当たっては、当該入院患者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情がない限り、定期的に当該入院患者に面接を行い、かつ、モニタリングを行い、その結果を記録しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、入院患者が要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求めなければならない。

（運営規程）

第10条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入院患者の定員
- (4) 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第11条 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供することができるよう従業者の勤務体制を定めなければならない。

ない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者に直接影響を及ぼさない指定介護療養施設サービスについては、この限りでない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(入退院)

第12条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象に、指定介護療養施設サービスを提供するものとする。

- 2 指定介護療養型医療施設は、入院申込者の数が入院患者の定員から入院患者の在籍数を控除した数を超えている場合は、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、指定介護療養施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入院申込者を優先的に入院させるよう努めなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、入院申込者の入院に際しては、当該入院申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入院申込者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況その他必要な事項の把握に努めなければならない。
- 4 指定介護療養型医療施設の医師は、入院患者の療養の必要性を判断し、その結果、入院の必要性がないと判断した場合は、当該入院患者に対し、退院を指示しなければならない。
- 5 指定介護療養型医療施設は、入院患者の退院に際しては、当該入院患者又はその家族に対し退院後の生活等について指導するとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、退院後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第13条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入院申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の入院申込者のサービスの選択に資すると認められる重要



事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定介護療養施設サービスの提供の開始について当該入院申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、当該入院申込者又はその家族の同意を得て、前項の重要事項を電子情報処理組織（指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と当該入院申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、あらかじめ、当該入院申込者又はその家族に対し、提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。

3 電磁的方法は、入院申込者又はその家族が当該入院申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項後段の同意を得た指定介護療養型医療施設は、当該入院申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第1項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入院申込者又はその家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該入院申込者又はその家族が再び第2項後段の同意をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第14条 指定介護療養型医療施設は、正当な理由なく、指定介護療養施設サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第15条 指定介護療養型医療施設は、入院申込者及び入院患者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認める場合は、病院、診療所等の紹介等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第16条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供の開始

に際し、入院患者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護療養施設サービスを提供するよう努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第17条 指定介護療養型医療施設は、要介護認定の申請をしていない入院申込者に対しては、当該入院申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第18条 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスの具体的な内容その他の必要な事項を記録するとともに、入院に際しては当該入院の日並びに入院する介護保険施設の種類及び名称を、退院に際しては当該退院の日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

(利用料等の受領)

第19条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービス（旧法第48条第4項の規定により施設介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護療養施設サービスをいう。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際には、入院患者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る当該入院患者が負担すべき対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該サービスについて同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該費用の額とする。次項において「施設サービス費用基準額」という。）から当該指定介護療養型医療施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療

養施設サービスを提供した際に入院患者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、前2項に定める場合において入院患者から支払を受ける額のほか市規則で定める費用の額の支払を受けることができる。

4 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する費用の額に係る指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又はその家族に対し、当該指定介護療養施設サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。ただし、市規則で定める費用については、文書による同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第20条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、当該指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入院患者に交付しなければならない。

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第21条 指定介護療養型医療施設は、施設サービス計画に基づき、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入院患者の心身の状況等に応じ、適切に療養させなければならない。

2 指定介護療養施設サービスは、施設サービス計画に基づき、画一的なものにならないよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、入院患者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、指導し、又は説明しなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該指定介護療養施設サービスの提供を受ける入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、

その際の入院患者の心身の状況並びに理由を記録しなければならない。

6 指定介護療養型医療施設は、提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(診療の方針)

第22条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるほか、別に厚生労働大臣が定める基準によらなければならない。

- (1) 一般に医師として治療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断に基づき、療養上必要な診療を行うこと。
- (2) 常に医学の立場を堅持して、入院患者の心身の状況を観察し、当該入院患者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果が見込めるよう適切な指導を行うこと。
- (3) 常に入院患者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、入院患者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入院患者の病状に照らして適切に行うこと。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行わないこと。
- (6) 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方しないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合は、この限りでない。
- (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師による診療その他必要な措置を講ずること。

(機能訓練)

第23条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第24条 看護及び医学的管理の下における介護は、入院患者の自立の支援及び

日常生活の充実に資するよう、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、必要な技術をもって行われなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、1週間に2回以上、入院患者を入浴させ、又は清しきするとともに、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない入院患者のおむつを適切に取り替えなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、褥瘡<sup>じよくそう</sup>が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、前3項に規定するもののほか、入院患者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の介護を適切に行わなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、当該入院患者の負担により、当該指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第25条 指定介護療養型医療施設は、栄養並びに入院患者の身体の状態、病状及び嗜好<sup>し</sup>を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して食堂で食事を行わせるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第26条 指定介護療養型医療施設は、必要に応じ、入院患者のためのレクリエーションその他交流行事を行うよう努めなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、常に入院患者とその家族との連携及びその交流等の機会の確保に努めなければならない。

(入院患者に関する市町村への通知)

第27条 指定介護療養型医療施設は、入院患者が、指定介護療養施設サービスの利用の必要性がなくなつたと認められるにもかかわらず退院しない場合、正当な理由なく指定介護療養施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第28条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第29条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、市規則で定める措置を講じなければならない。

(協力歯科医療機関)

第30条 指定介護療養型医療施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定介護療養型医療施設との間で、入院患者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。

(掲示)

第31条 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第32条 指定介護療養型医療施設の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者等に対し、入院患者に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該入院患者の同意を得なければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第33条 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護認定を受けている被保険者に当該指定介護療養型医療施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護療養型医療施設からの退院患者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第34条 指定介護療養型医療施設は、入院患者及びその家族からの指定介護療養施設サービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスについて、旧法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、入院患者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、当該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（健康保険法等一部改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第14条の規定による改正前の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この項において同じ。）が行う旧法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

(地域との連携等)

第35条 指定介護療養型医療施設は、運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、運営に当たっては、市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第36条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生及び再発を防止するため、市規則で定める措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入院患者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(非常災害対策)

第37条 指定介護療養型医療施設は、非常災害に関する具体的な計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(会計の区分)

第38条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第39条 指定介護療養型医療施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該入院患者の退院の日から2年間保存しなければならない。

(1) 施設サービス計画



- (2) 第18条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに理由の記録
- (4) 第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第36条第2項に規定する事故の状況及び処置についての記録

## 第5章 ユニット型指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準

### 第1節 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第40条 第1章、第3章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護療養型医療施設（施設の全部において少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室（当該病室の入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入院患者の日常生活が営まれ、当該入院患者に対する支援が行われる指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針)

第41条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入院患者の居宅における生活への復帰に向けて、入院前の居宅における生活と入院後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことにより、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者への虐待の防止及び早期発見のため、従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じなければなら

ない。

- 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の権利の保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援するよう努めなければならない。
- 5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。
- 6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、その事業活動を通じて障害者就労施設等の受注の機会の増大に協力するよう努めなければならない。

## 第2節 設備に関する基準

(設備)

第42条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院又は診療所であるものに限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) ユニット
- (2) 機能訓練室
- (3) 浴室

2 前項各号に掲げる設備及び廊下については、市規則で定める基準を満たさなければならない。

3 第1項第2号に掲げる機能訓練室、同項第3号に掲げる浴室及び前項に規定する廊下については、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前3項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

第43条 ユニット型指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）は、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) ユニット
- (2) 生活機能回復訓練室
- (3) 浴室

- 2 前項各号に掲げる設備及び廊下については、市規則で定める基準を満たさなければならない。
- 3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項に規定するユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、前条第3項中「機能訓練室」とあるのは、「生活機能回復訓練室」と読み替えるものとする。

### 第3節 運営に関する基準

(運営規程)

第44条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入院患者の定員
- (4) ユニットの数及び各ユニットの入院患者の定員
- (5) 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第45条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供することができるよう従業者の勤務体制を定めなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、入院患者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮し、市規則で定める配置を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者に直接影響を及ぼさない指定介護療養施設サービスについては、この限りでない。
- 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者の資質向上のための研修の機

会を確保しなければならない。

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第46条 指定介護療養施設サービスは、入院患者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、必要な援助を行うことにより、入院患者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定介護療養施設サービスは、各ユニットにおいて入院患者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護療養施設サービスは、入院患者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 指定介護療養施設サービスは、入院患者の自立した生活を支援することを基本として、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入院患者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、入院患者又はその家族に対し、当該指定介護療養施設サービスの提供の方法その他必要な事項について、説明しなければならない。

6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該指定介護療養施設サービスの提供を受ける入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに理由を記録しなければならない。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第47条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入院患者の病状及び心身の状況等に応じ、必要な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の日常生活における家事を、入院患者が病状及び心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、入院患者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な支援を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない入院患者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、褥瘡<sup>じよくそう</sup>が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、前各項に規定するもののほか、入院患者が行う離床、着替え、整容その他日常生活上の行為を支援しなければならない。
- 7 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、当該入院患者の負担により、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

- 第48条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、栄養並びに入院患者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。
- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の状況に応じ、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
  - 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入院患者がその心身の状況に応じ、可能な限り自立して食事を行うことができるよう必要な時間を確保しなければならない。
  - 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者が相互に社会的関係を築くことができるよう、入院患者の意思を尊重しつつ、共同生活室で食事を行うことを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第49条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の嗜好に<sup>し</sup>応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入院患者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、常に入院患者とその家族との連携及びその交流等の機会の確保に努めなければならない。

(定員の遵守)

第50条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、各ユニットの入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第51条 第7条から第9条まで、第12条から第20条まで、第22条、第23条、第27条及び第29条から第39条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第8条第3項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第9条第1項第3号中「第34条第2項」とあるのは「第51条において準用する第34条第2項」と、「第36条第2項」とあるのは「第51条において準用する第36条第2項」と、第13条第1項中「運営規程」とあるのは「第44条に規定する重要事項に関する規程」と、第39条第2項第2号中「第18条」とあるのは「第51条において準用する第18条」と、同項第4号中「第27条」とあるのは「第51条において準用する第27条」と、同項第5号中「第34条第2項」とあるのは「第51条において準用する第34条第2項」と、同項第6号中「第36条第2項」とあるのは「第51条において準用する第36条第2項」と読み替えるものとする。

## 第6章 雑則

(委任)

第52条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年10月1日前に旧法第48条第1項第3号の規定による指定を受けている介護療養型医療施設（同日以降に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、指定介護療養型医療施設であってユニット型指定介護療養型医療施設でないものとみなす。ただし、当該介護療養型医療施設が、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第139号）による改正後の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第2章及び第5章に規定する基準を満たし、かつ、その旨を市長に申し出た場合は、この限りでない。

(一部ユニット型指定介護療養型医療施設に係る経過措置)

3 平成17年10月1日以前に旧法第48条第1項第3号の規定による指定を受けている介護療養型医療施設（同日において建築中のものであって同日後に同号の規定による指定を受けたものを含む。以下「平成17年前指定介護療養型医療施設」という。）であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）による改正前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定介護療養型医療施設旧基準」という。）第51条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設であるもの（平成23年9月1日において改修、改築又は増築中の平成17年前指定介護療養型医療施設（第四十条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設を除く。）であって、同日後に指定介護療養型医療施設旧基準第51条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設に該当することとなるものを含む。以下「一部ユニット型指定介護療養型医療施設」という。）については、同日以降最初の指定の更新までの間は、次項から第14項までの規定によることができる。

4 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針は、各ユニットで入院患者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあつては第41条に、それ以外の部分にあつては第3条に定めるところによる。

- 5 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の設備は、ユニット部分にあつては第42条及び第43条に、それ以外の部分にあつては第5条及び第6条に定めるところによる。ただし、機能訓練室、生活機能回復訓練室及び浴室については、ユニット部分の入院患者及びそれ以外の部分の入院患者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。
- 6 一部ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。
  - (1) 施設の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) ユニット部分の入院患者の定員及びそれ以外の部分の入院患者の定員
  - (4) ユニット部分のユニットの数及び各ユニットの入院患者の定員
  - (5) ユニット部分の入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
  - (6) ユニット部分以外の部分の入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
  - (7) 施設の利用に当たっての留意事項
  - (8) 非常災害対策
  - (9) その他施設の運営に関する重要事項
- 7 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第45条に、それ以外の部分にあつては第11条に定めるところによる。
- 8 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第51条において準用する第19条に、それ以外の部分にあつては第19条に定めるところによる。
- 9 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の指定介護療養施設サービスの取扱方針は、ユニット部分にあつては第46条に、それ以外の部分にあつては第21条に定めるところによる。
- 10 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の看護及び医学的管理の下における介護は、ユニット部分にあつては第47条に、それ以外の部分にあつては第



24条に定めるところによる。

11 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の食事は、ユニット部分にあつては第48条に、それ以外の部分にあつては第25条に定めるところによる。

12 一部ユニット型指定介護療養型医療施設のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては第49条に、それ以外の部分にあつては第26条に定めるところによる。

13 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の定員の遵守は、ユニット部分にあつては第50条に、それ以外の部分にあつては第28条に定めるところによる。

14 第7条から第9条まで、第12条から第18条まで、第20条、第22条、第23条、第27条及び第29条から第39条までの規定は、一部ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第8条第3項中「この章」とあるのは「附則第6項から第14項まで」と、第9条第1項第3号中「第34条第2項」とあるのは「附則第14項において準用する第34条第2項」と、「第36条第2項」とあるのは「附則第14項において準用する第36条第2項」と、第13条第1項中「運営規程」とあるのは「附則第6項に規定する重要事項に関する規程」と、第39条第2項第2号中「第18条」とあるのは「附則第14項において準用する第18条」と、同項第4号中「第27条」とあるのは「附則第14項において準用する第27条」と、同項第5号中「第34条第2項」とあるのは「附則第14項において準用する第34条第2項」と、同項第6号中「第36条第2項」とあるのは「附則第14項において準用する第36条第2項」と読み替えるものとする。

